

第八部

第一回参議院労働委員会会議録第十三号

(一九五)

付託事件

○職業安定法案(内閣送付)

○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第二五五二号)

○失業手当法案(内閣送付)

○失業保険法案(内閣送付)

○企業再建整備その他に関する陳情(第三四四三号)

○労働基準法第四十條の特例に関する陳情(第三四四四号)

昭和二十二年十月十五日(水曜日) 午前十時三十七分開会

本日の会議に付した事件

○失業保険法案

○委員長(原虎一君) それではこれから委員会を開催いたします。本日は失業保険法案の質疑応答であります。先般第二章が終了しまして、本日は第三章から質疑を願うことになっております。先般第二章が終了しまして、本日は第三章から質疑を願うことになっております。先般第二章が終了しまして、本日は第三章から質疑を願うことになっております。

○委員長(原虎一君) 第三章保険給付の問題から質問を願いたいと思っております。

○栗山良夫君 十八條と、それから二十條、二十二條について御質問したいと思います。これは十八條の保険金を支給する期間は一年間という問題がありますが、この問題は今後におけるいわゆる労働市場の需給状態の問題、そういうものの確たる見通しを持たなければ言えないことではありますけれども、失業者の生活を保障するという建前から言いますと、一年間で果して再び職場を確保することができるとは、現在の見通しでは非常に悲観的な予測が強いのでございますが、この年限をもう少し延長する必要があるのではないかと、こういう工合に考えるのでございますが、これについての失業状態、或いは職場の安定状態、そういうものについて見解を伺いたいと思っております。

それから第二十二條でございますが、一年の期間内において、通算して百八十日を超えて支給してはならないというところは、完全にまだ次の就職先がはつきりしないのに、或いはそれははつきりしない危険が非常に多いのに百八十日を超えてはならないということになりますと、結局この失業保険によつて失業者の生活の保障をすると言いつつ、実質的に非常に不安定な状態に置かれるということが考えられるのでございます。こういう点について立案の方面では実質的にこの本法の第一條の精神から言つてもどういう工合に考えておられるか。

な理由が掲げられておりますが、そういうものによつて解雇することができない、こういうことを明記されておるにも拘わらず、表面にそういう理由が出ないで、いろいろな理由が付けられて解雇されておるような実情があるわけでありまして、この自己の責に帰せられるかどうかという認定は非常に重要なわけでありまして、こういう認定をややもいたしますと被保険者の意思に反しましてなされる場合が多いということが考えられる。結局これの決定は審査官がなさることになると思いますが、そういうところに審査官というものの強い権力というものが再び発生されるわけでありまして、審査官の民主化ということが最も必要なのではないかと、そういう点につきまして、政府としてどういう工合に運用の点で考えられるのですか、その点を伺いた

ませんが、私たちの持つておる資料では必ずしも短い期間でないものであります。尚又外國の立法例によりましては、百八十日というふうな給付日数は、保険料を何年間拂い込んだというところと関連をさせまして、二年以上拂い込んだ場合にはこの程度という給付日数の決め方をしておるのであります。それでいざいれにいたしまして、生活保障という理想から申しますれば、なるほど二年でも三年でも失業保険金を給付するというのがいいには遠くないのでございますが、併し一面財政の点、保険給付の点を考え、又他面失業保険は情民を養成するとか、色々の非難も言われておるのでございまして、そういう点を考えますとどうしても一定の期間の限度は設けざるを得ないのじやないかと思つてございまして、殊に英國等におきましてこの給付日数を非常に延長いたしまして、財政上の非常な痛となつて收拾がつかないといつてもいいやうな状態に至つたといつてもいいやうな状態におつたといつて、給付日数としましては、成る程生活保障という面も考えなければなりません。給付日数を、財政上その他の点を考えまして、日数を制限するのは止むを得ないやないか、かような考えでございまして、そういうこの日数を超えまして尙失業しておられます者については生活困難者に限りまして生活保護法の保護を受けられるわけでございます。失業保険法の場合には、これは生活保護法とは建前が違つておりまして生活困難者といふやうな要件がない

のでございまして、期間経過後は生活困難者といふやうな要件を備へた者に限りまして、生活保護法の救済を受ける、かやうなことに相成るのであります。それで今申したやうに失業保険金というものは百八十日というやうな限度を設けるといふことが先ず前提になつておるわけでありまして、そういう前提におきましてその失業保険金をいつまでの期間に受けさすかということでございます。この失業保険法におきましては失業者はできるだけ早い機会に職業安定所に出て参りまして就職の申込みをし、まず職業を極力探す。そしてどうしても職業がない場合に失業の認定を受けて保険金を給付する、こういう建前になつておるわけでありまして、従いまして二年も三年も経ちましてから初めて安定所に出て失業の認定を受けるというやうなことになりません、事務の整理の上から非常に困つたのでございます。失業保険法を設けました趣旨から申しまして、そう非常に長い期間経つてから初めて安定所へ出頭するといふやうな者に必要は失業保険金を支給する必要性が薄らいでおるのじやないか考えるのでございます。いざいれにいたしまして、給付日数としましては百八十日しかないわけでありまして、その百八十日分の保険金を受けますには一定の期間内に安定所へ出頭して一定の期間内に受けしませなければ、その後は受けられないと、かやうなふうにしてございまして、その趣旨でござい

それから第二十二條でございますが、被保険者が自己の責に帰すべき重大な事由によつて解雇される、こういう場合には、失業保険金を支給しないというところが明記されておりますが、今まで組合法によりましても経営者はいろ／＼の理由によつて、それは政治的な活動の理由とか、その他色々

最近の立法例はどうなつておるか存じ

最近の立法例はどうなつておるか存じ

最近の立法例はどうなつておるか存じ

それから二十二條でございしますが、二十二條の「自己の責に帰すべき重大な事由」でありますとか、「やむを得ない事由」等の認定は、これは職業安定所がいたすわけでございします。但しこの自己の責に帰すべき重大な事由というものは、事業主が、これは事務の手續に亘りますが、離職票というふうなものを出します場合に、自己の責に帰すべき重大な事由があつたといふようなことを書くことに相成つております。従いまして仮りに実際上は自己の責に帰すべき重大な事由があつたといひましたとしても、事業主がそういうことを申告しませんが、単に会社の都合で罷めさせたというふうな場合に書きました場合は、その発見は非常に困難かと思ひます。それとは反対に「自己の責に帰すべき重大な事由」がなかつたに拘わらず、「自己の責に帰すべき重大な事由」といふことを事業主が書いておられますような場合は、安定所に参りまして、当然労働者の方から訴えが有ると思ひます。従いましてそれはつきましては、安定所が十分調べまして、これは事業主が「自己の責に帰すべき重大な事由」と書いたのは誤つておるといふことでありますれば、たとえ事業主がそういうことを書いておられますとしても、その通りには認定いたさなくて、正当の理由で罷めたといふことで、失業保険金を給付するにしようかとあります。併し安定所が「自己の責に帰すべき重大な事由」と認定しませんが、本人が不服だといふ場合もあり得るのであります。その場合には、御指摘になつておりましたように、審査官に訴えるということになるわけでありまして、而してこの

如何なる場合に「自己の責に帰すべき重大な事由」を認めるかどうかというふうな認定の基準につきましては、第二十一條の認定の基準にも同じ問題があるわけでありまして、私たちが認めては、成るだけ具体的な例を挙げましての認定の基準を掲げまして、地方に示したいつもりでありまして、その基準を作るにつきましては、前に御説明をいたしました失業保険委員会にお諮りいたしました。十分衆智を馳せて決めて参りたい、かように考えております。それから審査官につきましては、これは単独の者がやりますところの、非常に簡易な審査機関でありますから、尚その上に合議体の審査会、それからの最後には訴訟というところまで権利の保護につきましては、確保を一方いたしますと共に、できるだけ失業保険審査官というふうな簡易な手續によりまして、簡単にこれを処理させるというふうな運んで参りたいと思ひます。

○栗山良夫君 今の御説明で大体了承いたしました。もう一点だけ伺つておきたいのは、過日山田委員からだつたかと思ひますが、諸外國において、失業保険制度というものは失敗した例が多い、日本の如く、特に敗戦後の労働事情が混乱しておるとき、失業者が多量に排出される懸念の濃厚なきに於いては、こういうものは失敗する虞れがあるのではないかと、これを裏かから言いますならば、失業者が出て、そして國民の相当な数の人々が生活の脅威に曝されるという、こういうことははつきり言つておると思ふ。ところで只今申されたことは、百八十日

一應打ち切り、そして生活困難の者に生活保護法によつて保護を加える、こういうことを言われたのであります。この生活困難者というものが、若し今後失業者が汎山出て来る、そして職場が非常に圧迫を受けて来る、ということになれば、この生活保護法の適用を受けなければならない人が、相当汎山出て来るのではないかと、結局失業保険が、今局長が言われたような理由によつて、窓口を狭めれば勢い狭められたばかりは保護法の方に入つて行くのではないかと。國家全体として、考へる場合はやはり失業者の生活保護というものは、どちらかの方で見なければならぬ、そうすれば將來の労働事情の予測の問題については、先程質問申上げたが、それについては御答弁頂きます。ですが、大局的な見地に立つて見ますときには、生活保護法に課るのではなく、やはり失業者に対しては、失業保険で十分に救援の手をのべるといふのが本則ではないかと私は考へるのであります。この点は如何でありませうか。

○政府委員(上山顯君) 只今の御意見を誠に御尤もだと思つてございまして、政府としましては、最小限度の生活保護というものは、いすれにしてもやらなければならぬわけでございします。従いまして考へ方によりましては、國の一方的の給付でありますところの生活保護法よりも、むしろ保險のような組織の方が財政を不当に脅かさないという意味から或いは勧められるかと思ふのであります。いすれにしましても、生活保護法が通りましたときに、衆議院の方でございまして、思ひますが、失業保険法をこの際制定しろというふうな附帯決議がついておられますのは、恐らくさういふ点をお考へになりましての御趣旨かと思ひます。たださういふ意味から申しまして、失業保険を充実するといふことは勿論望ましいわけではございしますが、ただ段階々々におきまして、それをどの程度に組合せをするかが非常にむづかしい問題かと思つてございまして、六ヶ月がいいか、四ヶ月がいいか、八ヶ月がいいかといふことになりまして、これ又いろいろ意見があることもかとも思ひますが、私たちがしましては、一應六ヶ月、外國の例等も参酌して、先ず常軌的だと思ひますが、六ヶ月は失業保險のやり方でもありまして、その後は、單に困りました者だけ生活保護でやつて参りたい、かような考へでございします。それで御参考のために尙申上げますと、私たちの失業保險法の経費の概算といたしましては、仮りに四百七十萬の被保險者があります場合に、何時も二十三萬五千人だけが失業保險金の給付を受けておる、こういう建前で経費概算が立つておるわけでありまして、御参考のために申上げますと、昭和二十二年六月現在で、生活保護法によりまして救済を受けておられます者が、概数でございしますが二百六十万でございします。併しこの数は該当人員全部の頭数でございまして、世帯数で申しますと、これの約三分の一の九十萬世帯くらいになつておられます。その中で、内訳は或いは若干不正確の点があるかと思ひますが、失業としまして職つておられますものが、扶養家族を含めた頭数の方で申して約四十三萬といふことになつておられます。従いまして扶養家族を除いた失業者数で申しま

すと、大体十五、六萬程度じやないかと推定いたしておられます。それで仮りに二十三萬五千の人が失業保險の被保險者として保險金の給付を受けるわけにございしますが、その人が六ヶ月を経過しなくても、どうしても生活保護法で給付を受けなければならぬという人は困難者に限りますので、相当少い数で一應納まるのじやないかと、かように思つておられます。

それからもう一つ、先刻お答えをいたしましたけれども、今後の失業状態の見通しといたしまして、大体どういふふうな失業の形態を予想するかといふお尋ねでございしますが、これは実は非常にむづかしいことではございまして、はつきりした数字でちよつとお答えしにくいのでございします。それで実はこの失業保險の資料といたしまして、失業者の失業期間別の人員といふようなものも若干調べたものがあるのでもありますが、そういう調べが再就職いたしましたか、現に工場に入りますか、お尋ねはどの工場に入りますか、で失業しておるときにどのくらいの期間失業しておつたかといふことを調べました、そういう数字と、現在失業者としておられます者がどれだけの期間失業しておられるかといふことを見ました数字とを比較しますと、当然のことではございしますが、この失業期間が非常に違つてございまして、現在工場に再就職した者につきましては、比較的失業期間が短いといふことになつておられます。ところが今どうして工場その他に就職の機会がありませんで遊んでおられる者を調べますと、失業期間が一年以上といふような長い者が非常に多いといふことでありまして、結局全体を

綜合いたしました。今の日本の失業期との関係においても保險料徴収等につ

したように、審査官に訴えるというところではつきり言っておると思う。ところで只今申されたことは、百八十日ですたときに、衆議院の方でございまして、失業者が、失業保険法をこの際

総合いたしました、今の日本の失業期間がどのくらいかというふうな推定をいたしますのは、実は非常に困難でございますので、若干何らかの材料を持つておきますが、その資料を発表しますと、却つて誤解を招くのではないかと、思ひまして差控えているような事情なんでございまして。そういうふうにご了解を願います。

○赤松繁子君 この第二十四條でございすけれども、支給方法及び支給期日のことは政令で定めることになつておりますが、従来健康保険の例で見ましても非常に支給方法や何かが煩雜で、そうして手続がむづかしいので当然受ける権利がありながら面倒くさがつて貰つていない場合が随分多いのでございすね。健康保険の積立金も戻すところによりますと、当然労働者がとるべき金が数億円溜つておるといふことを聞いておりますが、それが又何らかの形で労働者に歓迎されるなら、ばいはいけれども、少しも歓迎されてないといふことを聞いておるのであります。こういうふうなことに對しまして、この失業保険の内容は健康保険の内容とは少しは違いますから、労働者の方も受取るでございすし、けれども、この手続をもつと簡単な、それから親切な性格にして頂きたいと思つて、ございすけれども、その辺の御考慮を何かお考えになつて、ございすか。

○政府委員(上山顯君) 保険金等の支給方法につきましては只今御意見がございす通り極力簡易にし、又親切にいたさなければならぬと思つております。これは被保険者に対する關係だけではございす、事業主に對しての關係においても保険料徴収等につきましてもなるだけ手続を簡単にしたいと考へまして、今までのやり方とは大分その手続の簡素化をはかりまして、只今実施をいたしてあります。但し一言だけ御承知願わなければならぬと思ひます点は、失業保険におきましては、単に失業者だといふだけでは失業保険金は貰えないのであります。一週間に原則として二回ずつ職業安定所に出頭して貰つて先ず求職の申込みをして貰つて、極力職業のお世話をする。そうしてどうして仕事がない場合に初めて保険金を支拂う、こういう建前になつております。それでその点につきましても、一週間に二回といふのが原則であります。交通不便なところにおきましては、その回数を減らすといふことも考へております。又その職業安定所のものがこちらの方から必要な所へ日と場所を決めて出掛け行つて、就職のお世話とか保険金の支拂をさせるといふような便法を考へておりました。極力便法は考へますが、併しとにかく失業保険金を支拂ひます前提として、失業認定が必要なので、公共安定所に出頭することが必要だといふことになつておりますので、その点が或意味から申すと面倒だといふことになりまして、失業保険金と言へば失業さえすれば言わば解らるんでおつても貰えるものと誤解しておられる人などから申しますれば、非常に面倒くさい、ありがたくな

いものだといふような、反動としての不評判があるのではないかと、その点については、私達の方も事務の簡素化でありますとか、親切といふ点に大いに努力しなければならぬわけでありま

が、失業保険としましては、そういう内容のものだといふことを關係者が理解されますように、皆さま方にもお願いしまして、ぜひ十分理解して頂きたいと考へております。

○委員(原虎一君) それでは午前中の会議はこれで休憩に入ることにいたします。午後は一時から開会いたします。

午前十一時五分休憩  
午後一時三十分開会

○理事(栗山良夫君) それでは午前中に引続きまして質疑を続行いたしたいと存じます。委員長が常任委員長懇談会に御出席になつておりますので、お帰りのなまで私が代りを務まして頂きます。それから只今山田委員から御連絡がございまして、発言いたしたいことがあるが、外の委員会の關係で出られないので、その理由を附しまして發言の留保を求められております。又後日廻りまして前に御質問があるかと思ひますが御了承頂きたいと思ひます。

○理事(栗山良夫君) それでは一應区切りまして十八頁の三十八條のところまで御質疑をお願いしたいと思ひます。

○堀井伊介君 この三章ですが、二十一條の第一号でこれは外にもそういう意見が実は多いのであります。受給資格者の能力からみて不適当」といふことですね。これはこの前もなにか御質疑になつたのではないかと、思ひます。が、堪えられないと認めるときといふ方の希望があるわけなんです。これはどうせ修正の所でそういうお話が出ましようが、一週間の御意向を聴いて頂きたいという話がありました。

で、ちよつとそれをお伺いいたしませう。

○政府委員(上山顯君) 第二十一條第一号の点でございすけれども、実は私たちが自體の間におきましてもこの第二十一條がこういう結果に落ちつきます。ではに相当議論を闘つたのであります。それで外國の立法等の例では、むしろこれ以上に緩と申しますか、前職と違つたような仕事でございすけれども、一應断り得るといふような立法例もあるようございす。

ところが我が國の國情といたしましては、御承知のような状態でございますので、余り緩にいたしますと、却つて失業者がよい加減のところで見切りをつけるお申しますか、漸く職業轉換をやるようなことを避けまして、失業者が停滯しやしないかといふような意見もございまして、能力から見ても不適当といふような言葉でなくて、能力から見ても堪えられないときに限つて正当の理由として断り得る。苟も能力から見ても堪え得られるといふ場合には、少々不適当でもその職業につくことを拒むことができないといふ厳格な、受給資格者に対しては少し嚴格に過ぎるかも知れぬと思ひますが、そういう意見もいろいろあつたわけでございます。

併しいろいろ検討して見まして、失業保険法におきまして、保険給付をいたしますについては決して無條件にすべての人にやるというのじやございませぬに、資格の期間、給與日数に制限があり、いろいろ制限があるわけでございます。更に本人といたしましては保険料を納めておるわけでございます。そういう人に対して、能力から見て堪え得ない場合にのみ正当な理由として、指示された職業を就くことを拒み得るとするのは如何にも酷過ぎるのじやないか。それでこれは受給資格者の主観的な判断に基くじやありません。客観的な判断に基かなければならぬと思ひますが、客観的な判断に基かまして、本人の能力から見ても不適当と認められます場合には、單に堪え得られないといふ以上に範圍を廣くいたしまして、その職に就くことを拒み得ることを正当な理由と認める方がよい、と、こういう結論になつた次第であります。但しこの能力から見ても不適当と認められます場合は、今もちよつと触れられたように、必ずしも前職通りといふことは不適当と見られないのであります。例えば今まで事務的、職業に従事しておりましたといつたとしても、本人の肉体的能力等から見まして十分事務的でない仕事でもやつて行けるといふような場合には、やはり能力から見ても不適当とは認めませぬに、そういう仕事にも就いて貰うようにいたしたい、かように考へておるわけでございます。

○堀井伊介君 保険料の負担關係であります。國民が三分の一を負担して、後は事業主と被保険者として半額を負担して行くといふ、この根本問題に觸れるわけでありまして、業者並に被保険者が負担額が多くなればなる程、その事業主、若しくはそれから生み出される、或いは生産品の値段にも影響を及ぼして来るわけでありまして、憲法の二十五條の規定からいいますと、全國國民の均衡のとれた負担において費用の負担といふものが行われるの

以上といふような長い者が非常に多いといふことでありまして、結局全体を

が原則的なものではなからうか、さればといつて國庫が全額を負担するといふことも事業経営の性質などから考えましても、これも肯定はできないことなのであります。せめてこれは國庫において二分の一を負担して他の二分の一を折半關係といつたようなことが憲法の條章にも適い、單にその事業に關係しておる者のみが三分の二を持つといふことよりも、より多く民主的な意義を持つものじやないかということが考えられるわけなんです。國庫の財政方面からいいますればやはり同じこと、他の一般課税によつてこれは賄われて行くわけでありませぬ。結局部分的負担を國民全數の均衡的な負担に廣めて行くといふこの考え方、一方では國家保障制度につきましても給付額も保險上均衡にしないじやないかといふ説もある時期でありますし、そういう点から言ひまして、今申しましたように費用の負担方法をどうしようかに考えられるものじやないでしょうかといふことをお伺ひしたい。

○政府委員(上山顯君) 保險料の負担をもつと國庫で持つたらどうかといふ御質問でございます。憲法二十五條等も御引用になつた次第でございます。將來の傾向といたしまして、こういう廣い意味の社會保障という方面につきましても國の負担が段々多くなるといふことも考えられると思ひます。望ましいことだとも思ひますが、ただ現状といたしましては、この失業保險の被保險者というの、國民の中から申しますと一部でございます。そういう一部の人に対しては余り沢山の國の負担をするのはどうかという考え方もあるじやないかと思ひます。現状

といたしましては、保險組織でありますので先ず被保險者自体も負担しなければなりませんし、産業の責任がどうかという議論は別として、事業主といたしましても非常な關心を持つておりますので、事業主が被保險者と同程度は是非負担さしたいと思ひます。今申したように國民の一部の者に対しての負担でありますことも考えますと、國といたしましても現狀におきましては先ず三分の一程度ということに止むを得ないじやないか、実はかように考えましてなつておるわけでありませぬ。

尙御参考のために申し上げますと、現在特殊の社會保險でございます健康保險におきましては、これは給付費につきましても國は全然支出いたしておりませぬ。事務費の一部を國が持つことになつております。それから厚生年金におきましてはこれは事務費は國が全額持ちます。給付費につきましても國が原則として一割だけ持つ、坑内夫につきましても國が二割持つ、それから船員保險につきましても給付費の二割を持つという程度になつておるわけであります。それ以外の保險に比べてもすれば國の負担は非常に多いわけでありませぬ。それだけ失業保險としましては國といたしましても非常に大きな關心を持ちましてできるだけの負担をいたしたいという考えをもつておるわけでありませぬ。現狀から考えますと、いろいろな点を併せて、先ずその程度が適當ではないかと、こういう考えであります。

○姫井伊介君 今の問題は將來のことといたしまして、三十一條におきまして、過去六ヶ月間の關係と、それから

保險料率を変更する場合のつまり將來における四ヶ月間支給せらるべき給付額との關係なんです。これは何かそういうふうな割り出しの基礎的なお考えがあつてからなんでしょうか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(上山顯君) これは第三十一條の点であります。毎年三月末日と九月末日におきまして、過去六ヶ月間の保險經濟のバランスを見まして、結局剰余として残つております金額が、將來四ヶ月間の保險給付の予想額に満たないと認められますような場合においては、緊急の必要があれば議院にお諮りせずに、先ず失業保險委員會の意見を聞きまして保險料率の変更ができるということになつたわけでありませぬ。それでこの四ヶ月ということにつきましても理論的に必然的に四ヶ月間という数字が出て参るわけではございませんが、大体保險經濟といたしましては、最初の年におきましては、先刻來御説明いたしておりましたように、六ヶ月間の資格期間を満たしませんが、保險金を受けますところの資格が發生しないわけでありませぬ。でありますから、最初の年におきましては、半年分の保險料が大体ついて参つておるといふことになりまして、それが後の保險經濟運管の場合のいわば手持金というふうな恰好で運管されるわけでありませぬ。そういう金額に、その後の保險經濟の様子によりまして積立金が減つたり、殖えたりするわけでありませぬ。大体半年分ぐらいの手持金というのは始終持ちたいつもりで考えておるわけでありまして、それが半年分が割れまして四ヶ月間以下になつてしま

つた、四ヶ月の保險給付予想額より以下になつてしまつたという場合においては、狀況を見まして、仮りに三ヶ月末、九ヶ月末現在におきましては、四ヶ月未満になつておるが、後の經理の大体の傾向を見て別にあつては保險料率を変更する必要はないといふときにそのまゝにして置きますが、その四ヶ月分を割りまして、而も保險料の給付がどん／＼殖えて保險料収入よりも少ない。このまま放つて置きますと、保險の積立金が一ヶ月分になり、二ヶ月分にもなるといふ處れが間近に迫つて来るという、そういう場合におきましては、急いで保險料率を引上げなければならぬと考慮しております。そういう場合にこの法律の適用がされるのであります。今申しましたようにこの四ヶ月といふのが三ヶ月でよいのではないか、或いは五ヶ月でなければならぬといふような点についてはいろいろ意見があると思ひますが、まず四ヶ月といふ辺を適當ではないかといふ意味におきまして、こういう結論になつたわけでありませぬ。

○姫井伊介君 過去六箇月間に徴收した保險料総額とありますが、若し未納額があつた場合にはどういふことになりませぬか。

○政府委員(上山顯君) これは現に徴收したといふことでありまして、未納額は一應勘定に入れておけません。それに今申しましたように、これは大体のところを押さえて、四ヶ月分ぐらいが剰余金として残つておればまずまずよからうといふような大体のところを押さえてのことでございまして、未納額まで細かくは考えてございませぬが、唯私たちがいたしましては、未納

額等についてはできるだけこれを少くなるように、平素から努力して参りました、こんな考えでおります。

○理事(栗山夏夫君) 速記止めて。  
○速記中止

○理事(栗山夏夫君) 速記開始。それは第五章に移つてよろしいと思ひますが、第五章をお願いいたします。第六章まで一緒にいたしましょうか……

○姫井伊介君 第三十九條の第二項に「失業保險委員會」とありますが、これは事業主、それから被保險者、それから公益代表、この同數委嘱につきましての選定と申しますかね、それはどういふふうな方法をお取りになりますか、業者自体の何か組合があつて選挙するとか……

○政府委員(上山顯君) 被保險者代表と事業主を代表する者の兩者につきましては、關係團體等に候補者を御推薦願ひたいつもりでおります。但し公選を代表する者につきましては、場合にによりまして關係の方々の御意向を伺うかも知れませんが、それは必然の必要要件といふふうには考えませぬ。できるだけ廣い範圍から適當な人を私共の方で選考いたしたいと、かように考えております。

○姫井伊介君 そういうふうな手続上のことは政令でお決めになりますか。

○政府委員(上山顯君) さようにいたしたいと思ひます。

○理事(栗山夏夫君) それでは私からちよつと御質問申し上げます。四十條から四十四條までは主として明らかにされておりますが、失業保險審査官の責任と申しますか、任務と申しますか、これはこの保險法案の管理運営その他採決事項全般に亘りまして、非常に重

方もあるんじゃないかと思ひます。現状  
て、過去六ヶ月間の関係と、それから  
割れまして四ヶ月間以下になつてしま  
が、唯私たちが考えたこととしましては、未納  
これはこの保険法案の管理運営その他  
採決事項全般に亘りまして、非常に重

い任務を課せられておられるのであり  
ますがこの点につきましては私は非常  
に密接な関連を持ちますのは、やはり  
保険審査会であり、失業保険委員会  
あるというふうに考えますが、この保  
険審査会並びに保険委員会と審査官と  
の関係が割合に明らかになつていな  
い。こういう点が一つ指摘できると思  
うのであります。そうして委員会は  
大臣の委嘱で選任されるころのやはり  
諮問機関でありまして、その活動もみ  
ずから限度がある、こういう場合に考  
えておられます。権限も非常に漠然とし  
ておられるように考えられるのでありま  
す。問題はこの失業保険の最後の締め  
括りをするころの実権は失業保険の  
審査官に握られておる、こういうこと  
に殆んどいえると思つておられます  
が、そういったしなれば、失業保険  
を本當に民主的に運用するために、  
審査官に人を得るといふことが非常に  
重大なポイントにならうと考へるので  
あります。こういう重要な仕事を担当  
される審査官をどういふふうな心構え  
で選考になるか、その資格といふよう  
なものはどういふような場合に御予定  
になつておるかこの点を伺ひたいと思  
ひます。

て、適任者さへございませうれば、必ず  
しも従前の官吏の経歴といふようなこ  
とを問ひませうに、廣く適任者を探し  
まして最もこの仕事に適当な人を選考  
いたしたい、かように考へておりま  
す。  
○理事(栗山良夫君) 御質問もないよ  
うでございませうので第七章の難則の方  
へ移りたいと思ひます。ちよつと速記  
を止めて。  
〔速記中止〕

○理事(栗山良夫君) 速記を始め  
て、それは第八章の罰則も同時にお願い  
いたしたいと思ひます。  
○堀 末治君 ちよつとお尋ねいたし  
ますが、五十一條に臨検といふ言葉が  
あるのです。どうもこの臨検といふ言  
葉は、非常に非民主的な感じが  
するのですが、もう少し何か柔らかな  
言葉はございせんか。

○政府委員(上山顯君) 只今の保険法  
にもございませうし、それから最近  
出しております労働基準法にもやはりこ  
の臨検といふ言葉があるのでございま  
す。これと同じ実質的内容を持ちま  
じて、もつといふ言葉がございませう  
私達は字句に拘泥しないのでございま  
す。

○理事(栗山良夫君) 字句の問題は堀  
さんが指摘された点御尤もだと思ひま  
すが、この言葉が新しい言葉であれ  
ば誰も不思議に感じないかも知れない  
のですが、この言葉が今まで職出し  
ていた現実の姿が國民に非常に不愉快  
に感じられておるので、結局字句を変  
えて頂けばそれで皆が釈然とするのだ  
と思つておられます。

○堀 末治君 その通りなんです。ど  
うも今まで何か臨検なんていふ言葉は  
本當に不愉快な言葉でして、相変らず  
官憲民卑といふような感じがするので  
すが、ましてやこういうような法律で  
すから、できるならばこういうような  
字句のないことを希望するので。出  
張などといふような言葉でも分ること  
は分るのでありますが執行といふ言葉に代る  
べき言葉となると、ちよつと困るで  
す。

○理事(栗山良夫君) ちよつと速記を  
止めて。  
〔速記中止〕  
○理事(栗山良夫君) 速記開始。  
○政府委員(上山顯君) 臨検といふ言  
葉が只今まで余り愉快でない連想を  
伴うといふような気がございませう  
とは私たちがよく承知したものでござ  
いませうが、ただ臨検といふのは單に出  
張するとかいふよりは、強い積極的な  
検査等を予想してそこへ臨みますこと  
を意味する言葉でございませうので、こ  
れ以上よい言葉がございませうれば私達言  
葉自体に拘泥する意思はございませ  
んが、外の法令にも深山にございま  
す、御了承願ひたい、かように考へ  
ておられます。

○原 虎一君 個々の條章だけを考へ  
ますと、五十一條だけを考へますと、  
この場合の臨検は次のことをなし得る  
のであつて、臨検はそれ自体の持つこ  
ろの意義といふものは比較的薄いのじ  
やないかと思つておられます。外の法律案等  
に用いる場合におきましては別であり  
まして、この五十一條の「又は雇用し  
た事業所に臨検し」といふこの「臨  
検」は次のことをなし得るのでありま  
すから、その場合においては場所を臨  
むでもよろしいし、出張したといふ意  
味になし得るのである。臨検でなくて

も臨検でも、場所に臨むでもいいわけ  
です。  
○政府委員(上山顯君) 大変細かい御  
検討でございますが、関係者に対し質  
問をしたり或いは限簿書類の検査をす  
ることもございませうし、單に臨検だけ  
で済むこともあるわけなのでありまし  
て、その場合は臨検だけで工場内を廻  
りまして、疑わしいと思ひます所をす  
つと廻るといふようなこともあり得る  
のじやないかと思ひます。

○堀井伊介君 その意味でした  
ら、又は雇用した事業所を査察とい  
つてもいいわけですね。事業所を査察  
して見て、関係者に対して質問する  
いつでもよろしいのです。  
○理事(栗山良夫君) 如何でしよ  
うか、この問題は今ここで決定するわけ  
にも参りませうので、一應政府の方の  
御意見を伺つて置かしまして後程討論の  
方で処理することにいたしては。  
○堀 末治君 サービス官廳です  
から、成るべく言葉からサービスして行  
く方がいいですね。  
○理事(栗山良夫君) その外御質問は  
ございませうか。

○堀井伊介君 罰則まで行つたので  
か、附則もどうですか。  
○理事(栗山良夫君) 罰則のところま  
で参りました。御質疑もないようござ  
いませうので、それで最後の附則の  
ところまで掲げまして、全般的に御質  
疑をお願いいたします。

○堀井伊介君 その施行期日でござ  
いませうが、これは先程もお話しがあつ  
たようですが、これは適当に決めれば  
それでいいのじやないですか。  
○政府委員(上山顯君) 施行期日  
でございますが、これは当初の予定とし

ましては、もつと早く法律の成立する  
ことを予想いたしましたので、十月一日  
から施行したいと考へておつたので  
あります。只今のような状況でござ  
いませうので、十月一日から施行する  
ことはいずれにしても困難ではないか  
と思つておられます。できれば十一月施  
行といふふうになつていただいたいと思  
つておるのでありまして、適当に御修  
正をして頂きたいと思ひ考へておりま  
す。

○堀 末治君 そのことは二十三年一  
月からということになりませうか。  
○政府委員(上山顯君) この法律は勿  
論國會に御審議願ひまして、成立しな  
ければ施行できないわけでございます  
が、私たちが氣持をいたしました  
は、失業者が段々出て参るわけござ  
いまして、できるだけ早く施行いたし  
たいといふような氣持は持つていた  
次第でございます。できませうならば、十  
一月一日からは施行の運びに至ります  
ようによろしく願ひたいと思ひます。

○堀 末治君 今の上山局長の御意見  
も御尤もですけれども、これはなかなか  
雇用主の負担になるわけなのです  
ね。幸い私共のように席を設けた者は  
よく内容が分りますけれども、そうで  
なければ一般の雇用主などといふもの  
は、こういうことは容易に分らない。  
而も出て直ぐやる、相当の人数の多い  
ところになつて来るとうとう、その負  
担といふものはなかく多いわけが  
が、一般に周知せしめるために施行  
期間が一月ぐらひあつてもいいと思

○堀 末治君 その通りなんです。ど  
うも今まで何か臨検なんていふ言葉は  
本當に不愉快な言葉でして、相変らず  
官憲民卑といふような感じがするので  
すが、ましてやこういうような法律で  
すから、できるならばこういうような  
字句のないことを希望するので。出  
張などといふような言葉でも分ること  
は分るのでありますが執行といふ言葉に代る  
べき言葉となると、ちよつと困るで  
す。

○理事(栗山良夫君) ちよつと速記を  
止めて。  
〔速記中止〕  
○理事(栗山良夫君) 速記開始。  
○政府委員(上山顯君) 臨検といふ言  
葉が只今まで余り愉快でない連想を  
伴うといふような気がございませう  
とは私たちがよく承知したものでござ  
いませうが、ただ臨検といふのは單に出  
張するとかいふよりは、強い積極的な  
検査等を予想してそこへ臨みますこと  
を意味する言葉でございませうので、こ  
れ以上よい言葉がございませうれば私達言  
葉自体に拘泥する意思はございませ  
んが、外の法令にも深山にございま  
す、御了承願ひたい、かように考へ  
ておられます。

うのですが、そういう意味においてその筋の方の御了解は得られませんでしょうか。

○政府委員(上山顯君) 私たちも周知の点が十分ありますことは、勿論望むところでございますが、一方施行を非常に急がなければならぬような事情もございまして、できませんならば、十一月から施行の運びになりますようにお願いしたい。かように考えております。尙私たちとしましては、まだこれは国会で御審議中でありまして、どうお決り願うかは決まっておりますが、予め国会の議決を経ましてこれは成立しました場合を予想いたしましたして事業主に対して最少限度、若しこの法が施行されたならば、こういう点が関係して参るといふようなことの最少限度のことだけは事業主の方にも知らせようということもいろいろやつておりますような次第でありまして、そういう点もよろしく御了承願います。ちよつと速記を止めて下さい。

○理事(栗山良夫君) 速記を止めて。〔速記中止〕

○理事(栗山良夫君) 速記開始。それでは委員長がお見えになりましたので、私は席へ帰して頂きます。

〔理事栗山良夫君退席、委員長着席〕

○委員長(原虎一君) そういたしますと失業手当法の方を引續いて御質問願いたいと思いますが、速記の時間都合もあるようでございますから、本日は失業保険法だけで打切つてよろしくございませうか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(原虎一君) それでは失業保険の方の質疑応答は一應これで終了いたします。

たしたことにいたしましたので、次回は失業手当法の方をいたしたいと存じます。

その前に御了解を得て御決定願つて置きたいと思ひますのは、先般一般労働問題に関する調査をいたすことになつて議長長の許可を得て、その調査事項の一つといたしまして、先般開かれた労働大臣の招請によりまして労働団体代表者の、こういう会議が今後開かれますときに、本委員会の委員は自由に傍聴に出席なし得るよう政府に取計らすということでありませう。この件について御了解を得て御決定を願ひたいと思ひます。御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原虎一君) 今一つは労働委員会、特に中央労働委員会に本委員会の委員諸公の自由なる出席を許されて、そして労働委員会の模様を調査するということも御了解願つて、中央労働委員会会長代理の末廣殿太郎博士に書面を以て通知いたしたいと思つております。この点も御了解願ひたいと思ひます。それについて何か……。

○栗山良夫君 労働委員会の方は、中央はそれで結構でございます。是非お願いしたいと思つてございませうが、都労委の方も合せて御承認願つて置いた方が便利じやないかと思ひます。

○委員長(原虎一君) 地方の労働委員会も東京におきましては絶えず開かれておるようでありますから、その方も栗山君が言われますように御希望の方は出席傍聴なし得るようになつてほしいと思ひます。

○竹下豊次君 傍聴の場合には委員会

としてはその都度申込みれることになりませうか、それとも委員は誰でも行つて傍聴できるといふことになるのでございませうか。

○委員長(原虎一君) 今の方針といたしましてはその都度了解を得るといふのは困難ですが、公開の場合においては委員は出席して傍聴なし得るような了解を得たい、こういう考えを持つております。御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原虎一君) それではさう決定いたします。どうも御苦勞様でした。これで散会いたします。

午後二時二十七分散会  
出席者は左の通り。

委員	原 虎一君
理事	堀 末治君 小川 久義君 栗山 良夫君
委員	赤松 常子君 天田 勝正君 千葉 信君 山田 節男君 木下 盛雄君 平岡 市三君 紅露 みつ君 奥 むめお君 川上 嘉市君 竹下 豊次君 早川 慎一君 堀井 伊介君 松井 道夫君
政府委員	労働事務官 上山 顯君 (職業安定局長)

昭和二十二年十二月十八日印刷

昭和二十二年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局